

土砂災害に関する避難確保計画

【八代市立二見小学校】

令和6年4月1日 改訂

令和6年4月1日

八代市二見下大野町2258-1

八代市立二見小学校
校長 上塚 浩一郎

八代市立二見小学校 土砂災害に関する避難確保計画

作成：平成31年4月1日
(改訂：令和6年4月1日)

1 [目的]

土砂災害に関する避難確保計画（以下、「避難確保計画」という）は、土砂災害防止法第八条の二に基づき、八代市立二見小学校施設近隣で土砂災害の発生または発生のおそれがある場合に対応すべき必要な事項を定め、土砂災害から円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

本避難確保計画は、八代市立二見小学校に勤務する職員（以下「施設職員」という）及び施設の利用者、出入りする全ての者（以下「利用者等」という）に適用する。

2 [防災体制に関する事項]

(1) [各班の任務と組織]

1) 各班の任務

①指揮班

施設管理者を支援し、各班へ必要な事項を指示する。

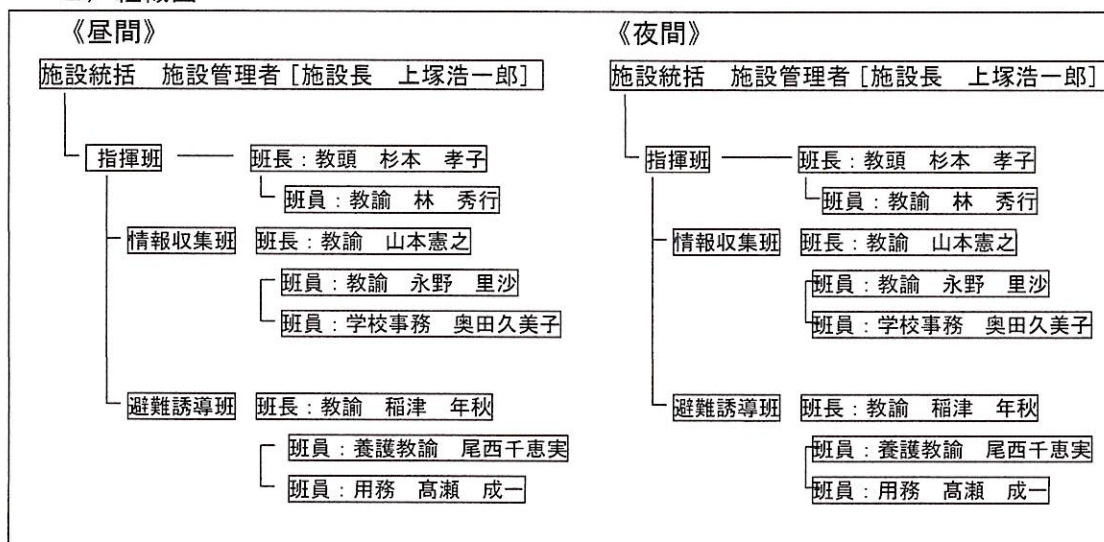
②情報収集班

テレビ、ラジオ、インターネットなどを活用した積極的な情報収集、がけ崩れ等の前兆現象の把握や被害情報などを収集し、指揮班、避難誘導班に必要な事項を報告・伝達する。

③避難誘導班

避難準備・高齢者等避難開始の情報が発令された場合、がけ崩れ等の前兆現象などを発見した場合に、利用者等を安全な場所へ避難誘導する。

2) 組織図



	機 関 名		電話番号	FAX 番号	メールアドレス	備 考
協 力 機 関	二見住民自治協議会	会長	38-9516	—	—	
	消防団第 28 分団	団長	38-3162	—	—	
	消防団第 29 分団	団長	38-9727	—	—	
	消防団第 30 分団	団長	38-3210	—	—	
	しおさき内科（校医）		38-1700	—	—	
	かねさこ荘		38-9011	—	—	
	八代学園		38-9131	—	—	
	二見中学校		38-9330	38-9330	doc-jhs-futami@yatsushiro.jp	
	Q ネット（警備保障）		33-9111	—	—	
ラ イ フ ラ イ ン	電 気	九州電力八代営業所	0120- 986-606	—	—	
	ガ ス	(有) 本田石油	38-0401	—	—	
		熊本石油八代ガスセンター	46-2211	—	—	
通 信	NTT 西日本熊本支店	0120- 548-246	—	—		

(2) [事前対策]

台風の接近などあらかじめ土砂災害の危険性が高まることが予想される場合には、夜間当直施設職員の配置や増員、授業等の教育活動等の中止などを検討するとともに、各施設職員の役割分担を再確認する。※休校の判断基準→市教委、隣接校と協議

(3) [情報収集及び伝達]

情報収集班は、気象情報、気象警報、避難勧告等の情報について、次表に示す方法により、情報を収集し、指揮班、避難誘導班及び利用者等へ必要事項を報告・連絡する。また、がけ崩れ等の前兆現象や被災時の被害状況などの情報を入手した場合は速やかに、市役所・市教委・消防署等へ通報する。

表 4 主な情報および収集方法

収集する情報	収集方法	施設職員共有方法
気象情報	市役所等 TV・インターネット	メール等
土砂災害警戒情報	市役所等 TV・インターネット	メール等
避難勧告等 ・ 避難準備・高齢者等避難開始 ・ 避難勧告 ・ 避難指示等	市役所等 TV・インターネット	メール等

表 5 情報伝達の内容・連絡先等

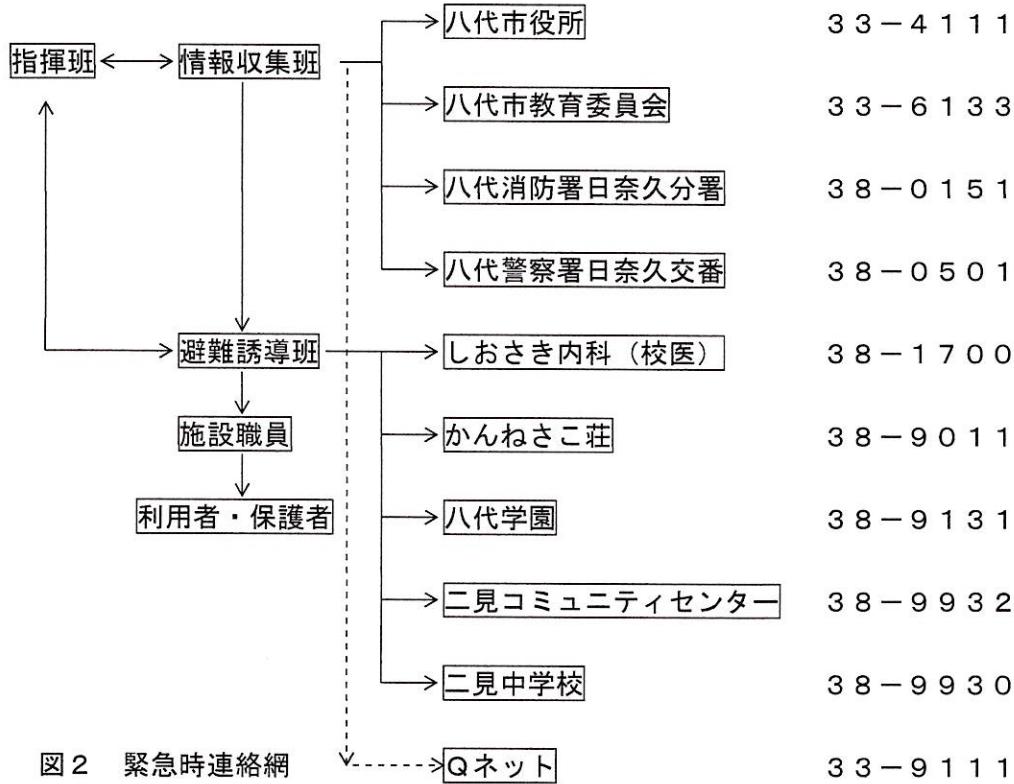
報告対象情報	担当者	伝達手段	報告先
前兆現象	情報収集班	F A X	市役所（危機管理課）、消防署、学校教育課等
被害情報	情報収集班	F A X	市役所（危機管理課）、消防署、学校教育課等
避難準備等について	避難誘導班	校内放送・口頭	利用者（児童等）
		F A X	市役所（危機管理課）、消防署、学校教育課等
避難開始等について	避難誘導班	校内放送・口頭	利用者（児童等）
		F A X	市役所（危機管理課）、消防署、学校教育課等

3) 参集基準

表 1 参集基準

	判断基準	主な業務内容	対応者
参集準備	・台風接近が予想される場合 ・大雨が予想される場合	・気象情報等の情報収集	・施設職員全員
応援当番職員参集	・大雨警報が発表された場合	・気象情報等の情報収集 ・避難準備	・防災当番施設職員
全職員参集	・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・避難準備・高齢者等避難勧告等が発令された場合	・気象情報等の情報収集 ・関係行政機関等への連絡・通報 ・避難誘導	・施設職員全員

4) 連絡網



5) 関係機関緊急連絡先

表 3 関係機関緊急連絡先

	機 関 名	電話番号	FAX 番号	メールアドレス	備 考
防 災 行 政 機 関	八代市役所(健康福祉政策課)	33-4003	35-0296	fukushi@city.yatsushiro.lg.jp	
	八代市役所(危機管理課)	33-4112	35-2009	kikikanri@city.yatsushiro.lg.jp	
	八代消防所日奈久分署	38-0151	38-0171	—	
	八代警察署日奈久交番	38-0501	—	—	
	八代市教育委員会	33-6133	33-6147	—	
	二見コミュニティセンター	38-9932	38-9932	—	

3 [避難誘導に関する事項]

1) 避難誘導等

第1次指定緊急避難場所（二見コミュニティセンター）または第2次指定緊急避難場所（二見小学校）へ避難誘導する。但し、指定緊急避難場所まで立ち退き避難が困難な場合は、近隣の第2次指定緊急避難場所（二見中学校）に待避する。立ち退き避難が危険な場合は、二見小学校教室棟3階教室または管理棟2階図書室、職員室へ避難誘導する。

2) 避難基準

①市役所等からの情報に基づく判断：【警戒レベル3】避難準備

次の気象情報の発表や避難勧告等の発令があった場合に、避難等を開始する。

- ・避難開始基準：避難準備・高齢者等避難開始の発令

②自主避難の判断

次に示すような土砂災害の前兆現象を確認した際は、市役所・市教委等の情報を待つことなく避難を開始する。前兆現象については、安全確保のため、施設内から確認できる範囲で把握し、市・市教委に報告する。 <警戒レベルによる行動>

レベル	とるべき行動	行動を判断する情報
5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をする。	災害発生情報
4	【全員避難】 ・指定緊急避難場所等への立ち退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生する恐れが極めて高い状況等で、指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には近隣の安全な場所への避難や建物内のより安全な部屋への移動等の緊急の避難をする。	【市町村】 避難勧告 避難指示（緊急）
3	【高齢者等避難】 避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は立ち退き避難する。その他の人は立ち退き避難の準備をし、自発的に避難する。	【市町村】 避難準備・高齢者等 避難開始
2	ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路リタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など避難に備え、自ら避難行動を確認する。	【気象庁】 注意報
1	防災気象情報等の最新情報による注意するなど災害への心構えを高める。	【気象庁】 警報級の可能性

<土砂災害の前兆現象>

- ・がけの表面に水が流れ出す。
- ・がけから水が噴き出す。
- ・小石がパラパラと落ちる。
- ・がけからの水が濁りだす。
- ・がけの樹木が傾く。
- ・樹木の根の切れる音がする。
- ・樹木の倒れる音がする。
- ・がけに割れ目が見える。
- ・地鳴りがする。

3) 避難方法

①第1次指定緊急避難場所（二見コミュニティセンター）へ避難の場合

- ・第1次指定緊急避難場所までの移動は、徒歩によるものとする。
- ・施設からの避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。

②施設内（第2次指定緊急避難場所（二見小学校））避難の場合

- ・施設の教室棟3階及び管理棟2階への避難は、徒歩によるものとする。
- ・施設内の各教室から避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。

③第2次指定緊急避難場所（二見中学校）へ避難の場合

- ・第2次指定緊急避難場所（二見中学校）までの移動は、徒歩または車によるものとする。車による移動時：車両12台（利用者29人、施設職員12人）
- ・施設からの避難完了確認のため、未避難者の有無を確認する。

4) 避難経路

①第1次指定緊急避難場所（二見コミュニティセンター）へ避難の場合

- ・第1次指定緊急避難場所（二見コミュニティセンター）までの移動は、低学年棟から体育館横の通路を通り、二見コミュニティセンター玄関へ至る経路とする。

②施設内（第2次指定緊急避難場所（二見小学校））避難の場合

- ・施設内の避難経路は、1階・2階の渡り廊下、東西階段とする。

（①②ともに経路図は別添図1のとおり）

③第2次指定緊急避難場所（二見中学校）へ避難の場合

- ・第2次指定緊急避難場所（二見中学校）までの移動は、低学年棟前から体育館横通路を経て、二見コミュニティセンター玄関前を通り、二見郵便局裏の農道経由とする。（経路図は別添図2のとおり）

※①～③により避難した後、児童の保護者等に連絡を行う。

5) 施設周辺や避難経路点検

①施設周辺の点検

- ・第1次指定緊急避難所に移動する際、施設敷地内の樹木や支障物がないか点検を実施し、支障となる樹木は適宜剪定を実施する。
- ・施設内の移動時に支障となる物がないかを確認し、支障物は速やかに移動する。

②避難経路の点検

- ・第1次指定緊急避難場所（二見コミュニティセンター）及び第2次指定緊急避難場所（二見中学校）までの避難経路を確認するとともに、大雨時に冠水して移動が困難になる箇所等をあらかじめ把握し、施設職員に情報を共有する。

6) 避難の実施

- ・避難にあたっては、避難開始を校内放送等で「これから（どこへ）、（どうやって）避難を開始します」と、施設職員、利用者等に周知する。

4 [避難の確保を図るための施設の整備に関する事項]

- 1) 停電した時のため、自家発電装置（発電機）を導入し、発電機に必要な燃料などを備蓄し、維持管理に努める。（ガスエアコン作動時に教室棟1F廊下15A125Vコンセント2口有）
- 2) 情報収集及び伝達、避難誘導の際に使用する施設及び資器材として、表6に示すものを備蓄し、維持管理に努める。

表6 避難確保資器材等一覧

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、スマートフォン、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー、携帯電話用充電器
避難誘導	名簿（施設職員、利用者等）、案内旗、タブレット、携帯電話、スマートフォン、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料、車いす、担架、大人用おむつ、常備薬、施設内の避難のための水・食料・寝具・防寒具
寒暑時期の避難	ガス式エアコン（教室棟1F教室）※エアコン作動時1F廊下に125V15Aコンセント2つ有

※発電機：二見コミュニティセンターに、2台あり

5 [防災教育及び訓練の実施]

1) 防災教育

施設管理者は、土砂災害の危険性や前兆現象等、警戒避難体制に関する事項について、施設職員に対して研修を行い、情報伝達や自主避難の重要性を理解するよう努める。

研修は、訓練と併せて実施を計画することを基本とする。

その主な内容は以下のとおり。

- ①土砂災害の前兆現象について
- ②情報収集及び伝達体制
- ③避難判断・誘導
- ④本避難確保計画の周知

2) 訓練

避難訓練は研修と一連で実施することを基本とする。

また、全職員を対象に、机上訓練を含め土砂災害に対する避難確保計画の内容を把握するために行う。

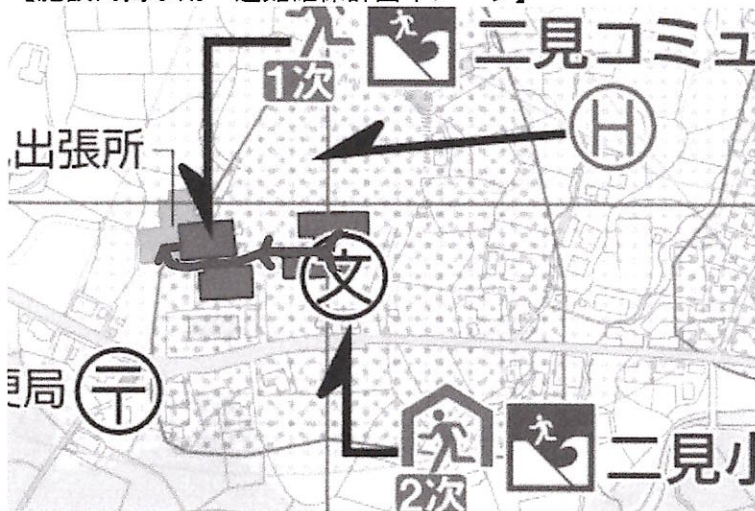
- ①訓練内容
- ②情報収集及び伝達
- ③避難判断
- ④避難訓練（要介護度に応じた避難手法、避難方法など）

3) 訓練の実施時期

訓練は、出水期前に行うとともに、下記も含め年間概ね1回行う。

- ①新規転入職員の研修及び訓練を実施する。新規転入職員の訓練は全職員を対象とした訓練と同時に実施することを基本とし、年度途中で新規採用者がある場合は、別途研修を計画し、机上訓練等を実施する。
- ②全職員を対象とした情報収集・伝達及び避難誘導訓練を出水期前（6月まで）に実施する。

【施設内掲示用 避難確保計画イメージ】



【別添図1】

第1次指定緊急避難場所（二見コミュニティセンター）及び第2次指定緊急避難場所（二見小学校）

※赤線が避難経路

隣接施設のため
状況に応じて対応する

ステップ3

「避難開始」のアナウンス

**1階部分は土石流災害の危険があります。
速やかに
2階以上に避難してください。**



ステップ4

「避難完了」の確認、報告

- 1) 避難本部報告
- 2) 施設利用者の家庭へ連絡
- 3) 八代市（危機管理課）及び教育委員会（学校教育課）への報告
33-6133 33-6147
- 4) 避難解除の判断